明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令第二条第二項の市町村を定める省令の一部を改正する省令（厚生労働一一〇）　一

〔告　示〕
○政治資金規正法の規定による政治団体の届出があったので公表する件（総務二九九）　五五
○政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件（同三〇〇）　六
○政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出があったので公表する件（同三〇一）　九
○政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出があったので公表する件（同三〇二）
○政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件（同三〇三）
○政治資金規正法の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があったので公表する件（同三〇四）　九

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一〇
特殊法人等
独立行政法人北方領土問題対策協会平成二十九事業年度財務諸表、日本私立学校振興・共済事業団共済運営規則の一部変更、農林漁業団体職員共済組合役員就任並びに退任関係　二〇
地方公共団体
教育職員免許状失効・取上げ処分関係　二四
会社その他
会社決算公告　二五

省令

○厚生労働省令第百十号

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令（昭和六十一年政令第九十五号）第二条第二項の規定に基づき、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令第二条第二項の市町村を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年八月三十日

厚生労働大臣　加藤　勝信